

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成22年4月1日～平成22年9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（8件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 3件

・人身事故

相手方に腰臀部挫傷の傷害を与えたもの 1件

相手方に骨折の傷害を与えたもの 2件

相手方に頸椎捻挫，右肩打撲，右膝打撲の傷害を与えたもの 1件

相手方に左手関節捻挫，右前腕挫傷の傷害を与えたもの 1件

その他（4件）

・生活保護の収入申告などに係る事務処理を怠ったもの 1件

・養護老人ホーム措置業務における退所届に係る事務処理を怠ったもの 1件

・市内小学校において，生徒の体に触れるとともに不快感を与える発言をしたもの
1件

・飲酒後，自動車を運転し，電柱に衝突したもの 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

(1) 開催回数 1回

(2) 会議内容

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について 外